

同(中桐伸五君紹介)(第六八四号)
同(中沢健次君紹介)(第六八五号)
同(鈴木吉雄君紹介)(第六八六号)
同(葉山峻君紹介)(第六八七号)
同(深田肇君紹介)(第六八八号)
同(福島豊君紹介)(第六八九号)
同(細川律夫君紹介)(第六九〇号)
同(堀込征雄君紹介)(第六九一号)
同(村山富市君紹介)(第六九二号)
同(山花貞夫君紹介)(第六九三号)
同(山元勉君紹介)(第六九四号)
同(横路孝弘君紹介)(第六九五号)
同(渡辺周君紹介)(第六九六号)
同(石井郁子君紹介)(第七〇五号)
同(大森猛君紹介)(第七〇六号)
同(金子満広君紹介)(第七〇七号)
同(木島日出夫君紹介)(第七〇八号)
同(穀田恵二君紹介)(第七〇九号)
同(児玉健次君紹介)(第七一〇号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第七一一号)
同(佐々木隆海君紹介)(第七一二号)
同(志位和夫君紹介)(第七一三号)
同(瀬古由起子君紹介)(第七一四号)
同(辻第一君紹介)(第七一五号)
同(寺前巖君紹介)(第七一六号)
同(中川智子君紹介)(第七一七号)
同(中路雅弘君紹介)(第七一八号)
同(中島武敏君紹介)(第七一九号)
同(中林よし子君紹介)(第七二〇号)
同(春名真章君紹介)(第七二一号)
同(東中光雄君紹介)(第七二二号)
同(平賀高成君紹介)(第七二三号)
同(藤木洋子君紹介)(第七二四号)
同(藤田スミ君紹介)(第七二五号)
同(古堅実古君紹介)(第七二六号)
同(不破哲三君紹介)(第七二七号)
同(松本善明君紹介)(第七二八号)
同(矢島恒夫君紹介)(第七二九号)
同(山原健一郎君紹介)(第七三〇号)

同(吉井英勝君紹介)(第七三一号)
すべての国民が安心して暮らせる年金制度の確立に関する請願(児玉健次君紹介)(第六一五号)

医療保険制度の改悪反対、医療充実に関する請願(児玉健次君紹介)(第六二五号)

同(瀬古由起子君紹介)(第六二六号)

医療制度の改悪反対に関する請願(春名真章君紹介)(第六二七号)

保育施策の充実に関する請願(木島日出夫君紹介)(第六二八号)

福祉医療の実施に伴う国民健康保険庫負担金減額調整措置の廃止に関する請願(木島日出夫君紹介)(第六二九号)

難病対策の充実等に関する請願(木島日出夫君紹介)(第六三〇号)

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給給法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

○柳沢委員長 これより会議を開きます。
この際、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、厚生委員長に就任いたしました柳沢伯夫でございます。

二十一世紀の本格的な少子・高齢社会の到来を目前に控え、医療、年金、福祉など広範な分野にわたり、国民生活に密着した極めて重要な課題が多い当委員会の責務を痛感いたしております。

委員各位の御指導と御協力を賜りまして、公正かつ円滑なる委員会運営に努め、委員長の職責を誠心誠意果たしてまいれる所存でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○柳沢委員長 内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等

援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本孝史君。

○山本(孝)委員 おはようございます。民政党の山本孝史でございます。

きょうは、民友連所属各党並びに厚生委員諸氏の御了承をいただきまして御質問をさせていただきます。

まずは、柳沢委員長には、このたび御就任おめでとうございます。ひとつ公平、公正な運営に心がけをいただきますようお願いを申し上げます。

まず、質問の最初は、対馬丸の慰霊事業についてお伺いをさせていただきますと思います。

今般、学童疎開船対馬丸の沈没位置の確認がございまして、洋上慰霊祭を先般と行っていたいたしたところでございます。テレビで拝見をさせていただきました。

あつたというふうに思っております。

ただ、希望者全員が参加できたわけではないので、ことしじゅうにもう一度実施をしたいという大臣のお話も新聞で拝見をいたしました。そのように承つてよろしゅうございますでしょうか。

大臣にお伺いいたします。

○小泉国務大臣 五十三年ぶりに対馬丸の沈没した地点がわかり、確認され、その地点で洋上慰霊を行いたいという遺族の強い御希望がありまして、できるだけ早期に洋上慰霊を行うということ準備を進めておりました。

三月七日、その慰霊が実現したわけですが、予想以上に御遺族の御参加希望が多くて、全員が乗船できませんでした。しかしながら、できるだけ御遺族の希望に沿いたいということを検討しております。

度洋上慰霊を行うのがいいのではないかとこのところ、現在準備を進めております。

時期についてはまだ確定しておりませんが、海のことですから、天候の面も考慮しながら、しかるべき時期に、できれば年内じゅうにもう一度、今回参加できなかった方を中心に洋上慰霊式を行うという方向で今検討しております。

○山本(孝)委員 大変細やかな御配慮をいただいているようでございます。参加を希望されておられます遺族の皆さんがぜひ御参加できる方向で御検討いただきたいと思います。

この点に關しまして一点気になっておりますのは、遺族の皆様の一歩の希望はやはり船体の引き揚げ、遺骨を土の中に埋めてあげたいというお気持ちが大変強いというふうに関心しております。従来から、厚生省の皆さんの御説明は、大変深いところから沈んでいるものから、技術的に引き揚げすることは不可能であるということとずつつとつしてございまして、今回慰霊祭に参加された鈴木宗男沖繩開発庁長官が、ぜひ遺族の皆さんの御希望に沿って引き揚げをしたいということをおっしゃっておられます。

引き揚げの可能性を否定してこられた厚生省のこれまでのお立場あるいは技術的なことを御検討されてそのように御発言をされたのかどうか、私はつぶさではありませんが、これまでの厚生省の御姿勢から判断するに、かなり、技術的にも、あるいはいろいろその他の面も含めて難しいという御判断の中でそういうお答えを遺族にされてこられた。

そこへ今回の鈴木長官の御発言があるわけでありまして、これはできないことをできるといふふうに言うのは、御高齢の遺族の方にとつても大変に精神的に負担がかさって重くなるのではないかと、いふふうにご心配をしております。そういう意味で、できないことをできるというふうな期待を抱かせる鈴木長官の御発言というのは、私は、大変遺族に対する配慮が足りないのではないかと、いふふうに思っております。慰霊祭に御参加された大臣として、どのようにお受けとめになっておられるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○小泉國務大臣 鈴木長官の発言は何っておりま

す。
しかし、いろいろ私も関係者等に話を聞いてみ
ますと、八百メートルの深海で、現在の技術の問
題また費用の問題からいうと困難ではないかと。
と同時に、一方では、そつと静かに置いておいて
ほしいという方もおられる、あるいは、むしろ静
かに眠っているのを引き揚げるのは遺骨に対する
冒瀆じゃないかというような意見もあるようであ
ります。同時に、あの海峡には沈船が数千隻にお
たつていっていると言っております。そういう観点から
現在のところ技術的に非常に難しいという話を聞
いております。

○山本(孝)委員 対馬丸遭難者遺族会の喜屋武会
長の御希望としては、引き揚げは不可能であるこ
とは理解をするけれども、ぜひ、いろいろ技術が
発達をしているので、この船体内部の調査等を機
械等を使ってでもやっていたきたいという気持ち
があります。一番の気持ちはやはり引き揚げで
すというふうにおっしゃっておられますというこ
うことを私からもお伝えをさせていただきたいと
思います。

今数千隻の船が沈んでいるというふうにおつ
しやいました。資料によりますと、沈没船は三
千二百六十隻だというふう聞いております。か
つてこの委員会でも住先生が海没遺骨についての
御質問をされたことがありますけれども、私は、
せめて位置の確認作業ぐらいはしていただきたい
なというふうに思うわけです。

今回なぜ対馬丸の位置確認をするようになった
のか、その理由をお教えをいただきたいと思いま
す。

○炭谷政府委員 実は、対馬丸の沈没地点につ
いてはいろいろな経緯がございます。

実は、昭和六十年に對馬丸沈没地点について、
四カ所、いろいろな資料から、その場所ではない
かというものが出てきたわけでございます。四カ
所にあると慰霊祭を行うについていろいろと支障
があるということで、遺族の方から大変強い御要

望が出てまいりました。

特にきつかけになりましたのは、遺族関係者か
ら、アメリカにおいて、米公文書館に潜水艦の報
告書があるという情報が入りましたので私も、
その情報を入手したり、また、生存者がいらつし
やると。そして、ただ一人だけ、まだ会話ができ
る。といひますが、情報を教えていただけたという人
がいらつしやいましたので、その人と接触をいた
しまして、情報を入手いたしました。それによつ
て、かなり、沈没地点がある程度確定できた。そ
して、それに対して、科学技術庁の深海の探索船
の確認に至つたというものでございます。

○山本(孝)委員 局長、私の質問を知つていて理
解をしていただいていないんだというふうに思
います。直近のもので見ても、参議院議員の喜屋
武先生が質問主意書を六十二年にお出しになつ
て、なぜ位置確認もしていただけないのだろうか
というところをお聞きになつておられるわけだ
う。と遺族が長年要望してきた、あるいは、各
方面にいろいろな声があつて、船体の位置確認が
いはしてほしいということについて、拒否をす
つと続けてこられております。

例えば、和歌山の潮岬沖に空母信濃が沈んでお
ります。遺族の皆さんが、五十年祭をきつかけに
ぜひ船体の位置確認ぐらいはしてほしいというこ
とを御要望されました。厚生省、科学技術庁と
も、海没した遺骨については、引き揚げも位置確
認もしないんだということで、ずっと拒否の姿勢
を続けてこられております。

そういう一貫した姿勢がある中で、なぜ今回、
対馬丸の位置確認をしていただいたのか、なぜ対
馬丸だったのか、そこをお聞かせをいただきたい
というふうに思います。

○炭谷政府委員 今回の対馬丸につきましては、
あのようにたくさんの方の児童が亡くなったという痛
ましい特別な事件であるということもあります
し、また、今回、遺族の長年の御要望もあつた
というふうな事情、また、先ほど申しましたように、

対馬丸についてのある程度確度の高い情報が新た
に入手できたということにあわせて、科学技
術庁の深海の探索というものがあの時期にできる
というふうなこともあわせて、今回、位置確
認に至つたものでございます。

○山本(孝)委員 局長、今いじくもお答えにな
りましたように、遺族の皆さんの強い希望があつ
たんだというふうにおっしゃいます。遺族の皆
さんの方たちも強い御希望を持っておられるわ
けですね。それが一つの大きな声になつて、それ
で、一種、言つてはなんですが、声がまとつた、
あるいは声の大きいところだけはやつていただ
けるけれども、そうでない方たちはやつていただ
けないのか、私たちは長年言つてきたじゃないか、
今回、対馬丸がこうやつてやつていただけたので
あれば、なぜ今までやつていただけなかったんだ
ろうかという気持ちは、遺族の中にかえて今回
の一件で非常に強くなったというふうには思
います。

今おつしやいましたように、アメリカの国立公
文書館に、アメリカ軍の作戦報告、いろいろあり
ますね。今回のこの対馬丸の位置確認に寄与して
いるいわゆる潜水艦報告書、あるいは、乗組員
の方が大乗高齡であるけれども生きておられる。
うといった情報をもとに、かねてから言われていた
四カ所のうちのかなり近い一カ所を深海艇で探
していただいたといういきさつなわけですね。

この公文書館の資料は、沖繩出身の山口先生と
いう方が、公文書館の資料が解禁になるに当たつ
て、それを見ずから入手されて、沖繩の皆さんに
お送りになつた。別に、厚生省がそれを書いたわ
けでもないし、政府が今回の位置発見に力をか
したわけではございません。

そういう意味合いにおいて、この公文書館にか
かりの資料が眠っているはずなんです。あるいは解
禁されているはずなんです。こういつた解禁されて
資料をぜひとも早く入手をしていただいて、そ
れをもとにいろいろ当時の方たちの、まだ生きて
おられる方たち、少なくなつておりますがおられ

ますので、その方たちの当時の証言等も集めてい
ただいて、三千二百六十隻のうちの少しのでも船
体の沈没位置確認ができるような形にするのも厚生
省の援護の仕事の一つではないかというふう
に思いますので、ぜひ、この情報収集、資料入
手について、ぜひ、このことを大臣から御明
言をいただきたいというふうに思います。

○小泉國務大臣 遺骨収集とかあるいは慰霊事業
等は、厚生省の仕事でありますし、御遺族の気持
ち、また、後の世代に二度と戦争を起こさない
ということを伝えるためにも大変重要な仕事だ
と思つておりますので、そういう点に対する情報
集めあるいはこれからの問題点についても、鋭意努
力していきたいと思つております。

○山本(孝)委員 ぜひよろしくお願ひをいたしま
す。遺族の皆さんも高齢化が進んでおられますので、
ぜひ生きておられる間にやつていただきたいとい
うふうに思います。

対馬丸に関しては、沖繩開発庁の予算の中で、
特別支出金という形で見舞金あるいは援護法の遺
族給与金の十分の七のお金が出ております。なぜ
沖繩開発庁の予算の中に出てくるのか、大変に私
は不思議でございますが、政治的な判断で、厚生
省じゃなくて沖繩開発庁に持つていかれたんだ
ろうというふうに思います。

遺族学童の遺族百四十四人に約二億円の特別支
出金が支給をされている。これも、何となく、私
が思いますのは、ほかの遺族の皆さんからすると
割り切れない感情を持つておられるだろうとい
うふうに思います。そういう意味もあつて、御答
弁は結構ですけれども、こういう形のやりくりを
するということの中で差別を生んでしまうような給付
のやり方は、ぜひ再検討していただきたいという
ふうに思います。

それで、遺骨収集のお話はそうなんです。先
般、これは新聞報道でございますが、旧ソ連の抑
留者五十一万人分の詳しい調査票がモスクワの歴
史文獻コレクション保管センターにあるというこ
とがわかつた。これも民間団体の調査でございま

すが、判明をいたしました。ぜひ、この調査の資料を日本に早く引き渡していただけるように交渉していただきたい。外務省の所管だというふうにおっしゃるかもしれませんが、これも厚生省の大変重要な役割だと思っておりますので、いつまでにやっていたらいいのか、どういう手続で今進んでいるのか、そここの御説明をいただきたいと思っております。

○炭谷政府委員 先生が今御指摘されましたロシアに残っております旧ソ連抑留者の五十一万人の名簿でございますけれども、これにつきましては、平成三年に、日ソ間の政府間協定に基づきまして、ロシア側から日本側に提供されるという定めになっております。

したがって、私どもといたしましては、外務省とも相談しながら、ロシア側に対して働きかけを続けてまいりたいというふうに思っております。御出先地あるいは当時の生活ぶりであるとか家族の方の生活ぶり等もあるというふうにお聞きしておりますが、そんなに詳しい資料なんですか。

○炭谷政府委員 確かに詳細にわたるいろいろな、例えば日本における家族の状況とかそういうものを含めたような多数の、人によっては二十項目以上、五十万人がすべてそうになっているというわけではございませんけれども、人によっては相当詳しい項目にわたっているというふうになっております。

○山本(孝)委員 こうした当時の記録は時間とともに散逸してしましますし、今回、大変貴重な資料として発見されたというふうに思っていますので、外務省のルート、あるいは直接担当者が今出

向いているとおっしゃいましたけれども、粘り強く交渉していただけて、早く日本に引き渡しが実現できるように力を入れていただきたいというふうに思っています。

続いてお聞きしたいのは、九段の戦没者追悼平和祈念館の問題であります。

来年、もう一年ほど先には開館する予定で、今建設が進んでいるというふうにお聞きをしております。私がこの国会へ出てきて、厚生委員会が初めて委員会の質問に伺いますか、委員会が開かれた折に、土肥隆一先生が随分詳しくこの問題を御質問されておられたのを私はよく記憶をしておりますが、それ以来ずっとこの問題の推移をフォローをしましてまいりましたつもりでございます。

今回いよいよ建設されるということで、資料の収集等をやっておられます運営検討委員会が開かれて、どういう資料を収集するのか、どういう展示の仕方をするのかということについて検討されておられるわけですが、きょうの御説明を伺いをさせていただきまして折に、こういう「戦没者追悼平和祈念館(仮称)の概要」というしおりをいただきたました。その中に、「情報検索事業」というふうに書いてありますが、「戦没者の死亡状況情報(戦史叢書などのデータベース化)」をするのだということが書いてあるのです。

皆さん御案内のとおり、この問題については随分議論がありまして、千代田区の住民の皆さんとのいろいろ一種トラブルもあって、建物の形がどうだというような話もあったり、検討委員会の方たちが理念に合わないということでおやめになったり、大変紆余曲折を経ています。

私がこの委員会の中でこの問題に関する質疑を聞いております限りにおいては、国立の施設としてどういふものを建てるのかというときの最後の枠は、この厚生省がお書きになっておられるとおりに、「戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料・情報を収集し、後世にその労苦を知る機会を提供しようとするもの」であるという

ふうにお書きになっているのですね。戦中戦後の国民生活上の労苦、これを皆さんに、後世に伝えていくのだと。

展示内容の案も今見せていただきましたが、戦中戦後の、例えば空襲があったのだとか、灯火管制をしました、金属供出をしたといったような生活ぶり、戦中戦後の生活についての情報の収集、展示であるというふうな理解をしております。

この枠の中から、戦史叢書などのデータベース化というのは、明らかにみ出している。この問題について、一回でもこの委員会の中で議論されたことがありませんか。

○炭谷政府委員 折念館の目的については、今先生御指摘のとおりでございます。

この今先生の御指摘の戦史叢書の件につきましては、この折念館が中立で公正なものになるために、企画検討委員会というもので御検討をいただきました。平成七年九月に一般に公開して、この部分も含めまして一般に明らかにしているわけでございます。

それでは、なぜこの戦史叢書というものをデータベース化するかでございますけれども、陳列につきましましては、国民の戦中戦後の国民生活上の労苦を伝えるということについて陳列をするということにしておりまして、それを支えるための文書とか図書とかというものにつつましまして、幅広く収集をしたいというふうな考えております。

その一環として、今指摘されております戦史叢書とか、また中央公論とか婦人公論とか、いろいろな諸雑誌がございます。そういうものにつつましまして、一般の人には入手しにくいというものについて電子化をして利用に供しようというものでございます。

○山本(孝)委員 戦史叢書というのは何ですか。

○炭谷政府委員 戦史叢書につきましては、これは、現在、非常に客観的で、ある程度学術的な文献、例えば大学の図書館とか、ある程度専門的な図書館には置かれておる非常に学術的な書物でござ

います。客観的な事実を載せている書籍だというふうにお承知いたしております。

○山本(孝)委員 局長、ちゃんとしたところを答えなきや。客観的な何に関する事実なんですか。何が書いてある本なんですか。

○炭谷政府委員 当時の陸海軍の行動についての事実を主に記載しているというふうにお承知いたしております。

○山本(孝)委員 だからこれは、日本陸軍あるいは陸海軍のいろいろな作戦があった、行動があったといういわば軍史ですよ。それと、今おっしゃった、国民生活の労苦を伝えるために、例えば婦人公論とおっしゃいましたけれども、そういった一般に市販されていた本と、国民生活を伝えるという部分と、軍隊の作戦行動記録という部分とは、随分話が違ふのじゃないですか。

○炭谷政府委員 確かに、当時の状況を知る、また、当時の、今日で言う戦没者の遺族の置かれていた環境というものは非常に幅広くわたっているわけでございます。そのような環境を客観的に知る資料として必要ではないかということで、文書として、図書として収集しているというものでございます。

○山本(孝)委員 だから、この目的の中に言っている、「戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料・情報」の収集であると。「国民生活上の労苦に係る」という部分ですよ。

七階、六階の資料閲覧室はどういうものになるかという中に、戦中戦後の衣食住にかかわるところのいろいろな資料の展示であるというふうにおっしゃっておられる。きのうも御説明を聞いていても、展示の部分と資料の収集の部分とは違うのですというふうにしきりとおっしゃるけれども、この建物は何のために建てたのですかといったときに、この目的に書いてあるとおりなんです。

戦後五十年以上過ぎました。外国からもいろいろな方たちが来られるでしょう。その方たちが見ても不快な思いをされないようにということも随

分この委員会の中で議論になりました。価値観を伴ったような展示はしないのだということで、随分このところも枠がはまりました。それは展示に対して枠がはまったのであって、すなわち六階、七階部分については枠がはまったけれども、五階以下については枠ははまっていないのだというように、御説明のされ方をしたので、それは違ふでしよう、何のために国立の施設を建てるのですかと。

ここにどういう趣旨があるのですかというときに、何回も繰り返しますけれども、戦中戦後の遺家族の生活の苦を伝えるのだという話であつて、今おっしゃった戦史叢書のデータベース化というの、明らかにこの目的の範囲から逸脱をしております。やるのであれば、これは防衛庁の予算の中でやればよいことです、もし必要性があるのであれば、それをこの国立の戦没者追悼平和祈念館の中にデータベースをつくるというのは、私は趣旨に合わない。少なくとも、国会のこの委員会審議の中では一回も審議されたことではない。そんな話が急に検討委員会の中で出てきて、だからこういう話で決まったのですという話は、私は違ふと思います。少なくとも目的から逸脱しているとは認識しているのですが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○小泉国務大臣 私はその思いがせん。陸海軍がどういう行動をしたか、これまた貴重な戦史の資料であり、国民に伝えなければならぬ点もあると思います。

○山本(孝)委員 これは国立の施設としてつくるのです。ぜひ、今までの、この国会の、少なくともこの厚生委員会におけるこの問題に関する審議の記録を、大臣、ちゃんと読んでいただいて、ちゃんと担当者の方からお話を聞いていただきたいと思ひます。今大臣がおっしゃったような御見解の御披露は、一度もありません。

申し上げているように、遺家族のお気持ちをはわかるのですけれども、それであるならば、これはそもそも、この建物そのものも日本遺族会がつく

ればよい話なんです。国有地の上に国立の施設としてつくるのだ、運営費もずっと国がお金を出し続けるのだというところは、遺族会のためにつくっているわけではあります。日本国民全体、あるいは日本国を訪れる世界の皆さんのためにつくっている国立の戦没者追悼平和祈念館であります。極力価値観を排除するのだということをやつてまいりました。その中で、なぜ日本軍の行動記録をデータベース化してこの中に置かなければいけないのか、もう一度大臣、御答弁をいただきたいと思ひます。

○小泉国務大臣 置かなければいけないのか、私は、どうして置いてはいけないのかということをお聞きしたいです。

○山本(孝)委員 何回も申し上げますように、ここに皆さんがお書きになっておられると、この平和祈念館の目的は何なんだと。それは、「戦争に関する歴史的事実のうち」「遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の苦に係る歴史的資料・情報」の収集なんだというふうにみずからちゃんと枠をおはめになったんです。その枠をこの話は私は踏み出しているというふうに何度も申し上げています。

そこが大臣と御認識が違ふのかもしれないが、少なくともこの委員会の中ではさような質疑はありませんでしたので、そういうふうにおつしやるのであれば、きつちりとした御見解、もう一度この会館の目的のところから書き直しをされればというふうに思ひます。もう一遍議論をし直すべきだというふうに私は思ひます。

それから、同じように今広島と長崎に原爆死没者の追悼平和祈念館をおつくりになるということとお話が進んでおります。被爆者援護法の制定で四十一條に平和祈念事業ということが置かれました。そもそも、それよりも以前からこういつた施設をつくるべきではないかという議論があつたことも承知をしております。しかしながら、私もこの問題は今回この委員会でお聞きをいたしましたけれども、現在広島、長崎には既に原爆資料館

という建物がございます。たくさんの方が来館をされておられる。

それで、その建物と今おつくりになろうとしている原爆死没者追悼平和祈念館との違いは何なんだというところを何度もお聞きをしました。明確な御答弁は残念ながら私にはまだいただけておりません。検討委員会の中にもあるいは厚生省の中でも機能は重複しないようにするんだというふうにしつかりとこれはおつしやるておられます。目的としては、原爆死没者の慰霊や平和祈念、国内外の情報収集、国際協力、交流等による国際貢献事業を考へておられるというふうにおつしやるておられます。そこそこ承知をしております。

しかしながら、今この検討委員会の中でさまざまな意見が出ておられます。それで、参加しておられる地元の実地の被爆者御自身が、この施設は重複しないて建てるという意味において非常に難しいのじゃないかという声か本当にこの施設は必要なんだろかという声か、首をかしげておられます。それが出ております。そういう意味において、私は地元の意向をよく聞いていただきたいというふうには、これは聞くとおつしやるていますが、地元に関係は聞くほどこの施設は必要ないんじゃないかというふうには私は思ひません。

そういう意味で、財政構造の再建途上でもありますが、既に原爆資料館もあるわけですし、これは思い切つて建設の中止も含めて再検討してみればよいのかというふうには思ひます。大臣、いかがでございますでしょうか。

○小泉国務大臣 私もそう思ひます。屋上屋を重ねる、なぜ重複するようなものをつくるのか、私は再検討すべきだと思ひます。

○山本(孝)委員 今再検討するとおつしやいました。その中で、祈念館の開設準備検討会というのがずっと回を重ねてやってこられております。きのう、その報告をいただきました。

ずっと読ませていただきましたけれども、どうもこれは国は建物をつくりたい、何か入れ物をつくりたい、ハードな部分をつくりたい、実際には

これは地下施設と書いてありますが、という形なんです。それで、実際に地元の皆さんあるいは被爆者団体の方たちが御要望されておられるのは、極めてソフトにかかわる部分なんです。資料の収集であつたり、あるいはその、これこそデータベース化であつたり、インターネット上でホームページをつくつて被爆者の生活状況を諸外国に各国語で発信をするのはいかがだろかというふうな大変貴重な御意見、ソフトの充実の部分の御意見がいつぱい来ている。

そういう意味において、今あります原爆資料館の機能を充実する、あるいはそこに基金をつくつてあげて、そしてそれでいろいろな事業をしていくという形の方が私ははるかにお金が生きてくるんじゃないかというふうに思ひます。

同じ建物の中で、大臣御承知のように、広島には原爆ドームというユネスコの世界遺産がございます。原爆資料館もございします。ああいったところを無料で入れるようにするとか、いろいろな形でお金の本当の使い方があるように思ひますので、大臣、再検討するとおつしやるておられます。割と今の御発言は建物そのものの必要性を認めておられない発言だと思ひますので、局長、その線でやつていただけますか。

○小林(秀)政府委員 今大臣から、もう一遍よく考え直せ、こういうふうな御趣旨で御答弁いただきました。

ただ、私の立場でいいますと、これは今先生もおつしやられましたように原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第四十一條に「平和を祈念するための事業」としてきちつと書かれておられます。それに基づいて今までもずっと、実は平成五年から検討会を開いてまいりました。そして昨年、中間報告も提出させていただきました。先生今それを読まれていらつしやるわけでございます。

その後我々としては、広島市、長崎市に向きまして、地元の被爆者等の皆さん方からいろいろ御意見を伺つておまして、今のところは設置自体に反対する意見はなかった、このように承知をし

ております。

ただ、先生も今お話しになられたし、大臣もおっしゃられましたように、屋上屋を重ねるということとはよくないことだということでございますから、私としても、大臣の命もありますので、きちっと再度、もう一遍検討してみよう、このように思っております。

それで、今先生もお話しになりましたように、データベースだとか、それからそれに基づいて国際交流だとかいうことについて資するように努力すべきだということは、実は今この折念館の中のソフトの話も、私は検討班に入っておりますので、そういう点も踏まえて、まだ最終報告に至っておりませんので、最終報告に向けて努力をしたいと思っております。

○山本(孝)委員 折念事業をやるというふうに法律には書いてありますが、建物を建てるというふうには書いてございません。そのところを自分たちで勝手に路線を引いて、引いてしまったものだから戻れないという話はやめていただきたい、お金のむだ遣いでございます。

そういう意味で、ひとつきつちり、こういう意見が出ました、大臣もこういう御意向でしたというところを検討委員会の中にきちっと伝えていただいて、それを踏まえた御議論をしていただきたいというふうに思います。

きょうはありがとうございました。

○柳沢委員長 福島豊君。

○福島委員 私はずっと初めに、中国残留邦人の帰国後の問題についてお聞きをしたいと思っております。

帰国支援としてまた帰国後の定着自立支援というところでさまざまな施策が講じられているわけでございますが、私は大阪の出身でございますが、地元の方から、どういふ状況なのかとお聞きしますと、生活保護を受ける方が非常にふえてきているんじゃないかといううな声をお聞きしたことがございます。

中国残留邦人の帰国者の場合には、日本語の習

得とかさまざまなハードルがあるわけでございます。そして、そしてまた就労ということになりますと、現在大変に経済の状況が悪いということもありまして、二重の意味で大変な努力をされておられるのではないかと、そのような思いがいたすわけでございます。

そこでまず初めに、残留邦人の永住帰国者、また、家族の方が一緒に来られることもあるわけでございます。そして、帰国後の生活の実態について厚生省としてどのように把握しておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○炭谷政府委員 中国帰国者の生活の状況につきましては、平成七年三月に実態調査をやっております。

ちよつと時点が古うございますけれども、これによりまして、就労、働いていらっしゃる方は、帰国後一年未満の世帯では二八・二％、それから帰国後三年から四年未満の世帯では七一・八％、五年以上の世帯では七四・七％ということで、帰国後年数を経るに従って働いていらっしゃる方の割合は高まっております。

その逆に、生活保護世帯は逆相関になるわけでございますけれども、帰国後一年未満の世帯では八一％の方が生活保護を受けていらつしやいます。が、五年以上になりますと二七％ということ、帰国後年数を経るに従って生活保護受給世帯は減少いたしております。

先生ただいまおっしゃいましたように、非常に経済情勢厳しうございますから、今日の状態ではなおやや厳しい状態に置かれているのかもしれないというふうに思っております。

○福島委員 五年たちまして、二七％の人が生活保護を受けておられる。これは、五年たつてそのような状況だということは、その後も恐らくそうなるだろうというふうに想像されると思うのです。これは、定着自立というのがなかなかうまくいってないということなんだろうと私は思います。

この定着自立の支援のための政府の対応という

のはさまざまに改善をされてきているわけでございますが、しかしそれにもかかわらず、四分の一の方がそうした形で残つてしまつたということであれば、本当にそこに一体どんな問題があるのか、どういふ障害があるのかということについて、きちつとこれは調べなければいかぬのだろうというふうに私は思うのですが、その点につきましてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○炭谷政府委員 これにつきましては、調査をしたことがございます。

この調査によりまして、就労していない理由というものが一番多いわけでございます。これが六三％程度でございます。それから、日本語が不自由であるという方が二三・八％。自分に適した仕事がないという方が五・二％ということになってるわけでございます。

○福島委員 病気の場合にはどのような対応ができるのか、病気の種類にもよるでしょうけれども。四分の一は少なくとも言語的な問題、そしてまた技能の問題というところに取れんするわけでございます。そして、このところはさらに徹底した対応をするということで改善し得る部分だと思つてございまして、厚生省としての積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思っております。

そしてまた、地元の要望としまして、この残留邦人の帰国後どこに住むのかということ、いろいろとあつせんされるわけでございますが、親族のおるところ、親族がいなければ紹介されるという形になると思つてございまして、地域によつてさまざまな濃淡があるわけですね。私の地元は比較的多うございます。大阪府下の各市町村の分布を私は見たことがございますが、かなりばらつきがあるわけでございます。多いところでは、四分の一の方が同時に生活保護を受けるということになるわけですから、生活保護の負担というのが自治体の財政にとりましては大変大きなことであると思つてございまして、

この点につきましては、それは自治体の責任です。市町村の責任です。ということではなくて、この中国残留邦人の帰国者の支援、定着自立の支援ということにつきましては国が行っているわけでございます。それから、そこまで含めて私は支援をしていただきたいと思つてございまして、この点につきましてのお考えをお聞きしたいと思います。

○炭谷政府委員 ただいま先生が御指摘なさいましたように、中国残留邦人の帰国者の居住地は、地域によつては集中するところがあるから見られることは事実でございます。

そこで、私どもの居住地の決め方でございますけれども、中国残留邦人の帰国者の本籍がある場合は、あくまで帰国者が希望する場合でございますけれども、その都道府県に居住していただくというふうにいたしております。これに該当しない場合、つまり本籍が明らかでないとか、また身元引き受けがいらない場合、本人の意向や各都道府県の受け入れの状況などを見ながら、居住地の調整をいたしております。

しかし、帰国者の希望というものはまず優先して考えなければいけないわけでございますけれども、それも踏まえながら、特定の都道府県に過度に居住地が集中しないよう配慮しなければならぬというところも事実でございます。このような配慮も今後していきたいと思っております。

また、帰国者が生活保護を受けていらつしやるというケースが多うございますので、生活保護の地方負担が、その市、県に集中する可能性があるわけでございます。

生活保護につきましては、四分の三の国庫補助負担がなされておりますけれども、地方負担の四分の一につきましては交付税措置、また特に被保護が急増している場合は、特別交付税によつて措置されているわけでございます。このような財政措置によつて地方負担の適正な措置というものを努めておるところでございます。

そういう意味では、世界の中でどうしても避け
て通れない最小限の秩序維持のための装置とい
うのは必要なんだろうと思うわけでありませう
けれども、いわゆる戦争というものについて、今ま

この戦後処理を担当しておられる大臣として、戦争というものについての御認識と申しますか、どのようにお考えか、まず冒頭、ちよつとお伺いしたいと思ひます。

○小泉国務大臣 戦後五十年以上たつてもなお戦争の傷跡が深く悲惨なものであるという認識を多くの方が持つてゐる。私は、戦争を避けるためにあらゆることをしなければならぬ、政治家として、戦争を二度と起こしてはいけない、これが一番大事な仕事だと思つております。

〔委員長退席、根本委員長代理着席〕

○久保委員 今、政治家として、戦争というものは絶対にやつちやならぬと思つておられるを、お聞きしました。私も、ぜひそのことを強くお持ち続けたいのでこの戦後処理の仕事に当たつていただきたい、そのことをお願いする次第であります。

戦争というのは、もう何度も何度も必要ございませんが、さきの大戦では、軍人二百三十万人、一般人が八十万、合計三百万を超える方々が命をなくされました。その結果、当然のことながら、遺族が発生し、また、亡くなられないまでも、いわゆる傷痍軍人になられた、また、障害者になられた、そういった多くの方々がおられるわけでありませう。

ちよつと前の資料なんですけれども、法律時報の六十一巻に、ある学者さんが、「戦争犠牲者援護立法の推移」ということで、いろいろな法律、今回のこの二法もこの中に入つておられるわけでありませうけれども、いろいろな法律が、いつで、今どういふ状況だということを調査された一覧表がございます。その中に、それこそここに並んでいる法律だけで十六本あります。

もちろんすべてが厚生省の所管でない部分もあるわけでありませうけれども、この十六本の法律によつて、今、いわゆる戦後の処理、後始末といひますか、そういったことが行われておられるわけでありませうけれども、この法律、考えますと、今回の厚生省から出されております法案だけで、前の

方の法案で、対象者が約五万四千人、後の方の、父母等については、これは圧倒的に数が、五年単位でぐんぐん減つて、今回は八百十人の方が対象。

しかし、それ以外に、被爆者関係でいいますと、なお二十数万の方がおいでであるとか、あるいは、戦傷病者の特別援護法であれば九万五千近い方が対象になっておられるとか、あるいは、未婚遺族の関係でいえば二万五千近い人たちが対象になってゐる。また、恩給の中でも、軍人関係だけで百六十万人近い方がおいでである。

こういうことを考えますと、もちろん基本的には年々年々、一つ一つ減つていってはおりますけれども、私は、まあいよいよ今世紀、世紀末、二十一世紀、何としても、ある意味で明るい状況でもつて、気持ちでもつて新しい世紀を迎える、そんなことを考えたときに、早く終わらせたいと言ふわけにもまいらぬわけでありませうけれども、そこらあたりのことを国家としてなお一層手を尽くしてやつていくべきであらう、そんなふうにするわけでありませう。

そこで、今、一部で訴訟も行われているようでありませうけれども、厚生省の今出しておられる法案に、なぜ国籍条項が必要であつたのか。先ほど申し上げたさまざまな法律の中でも、国籍条項関係なく適用されておられる法律もあるわけでありませうけれども、この法案に、過去何度か議論されたかと思ひますけれども、何ゆゑに国籍条項というものが必要であつたのかということについてお尋ねをしたいと思ひます。

○炭谷政府委員 援護法に国籍要件が設けられている理由は二点あるわけでございます。一つは、朝鮮半島や台湾のいわゆる分離独立地域に属する人々の財産・請求権の問題につきましましては、昭和二十七年のサンフランシスコ平和条約において二国間の外交交渉によつて解決されることになつたことでございます。第二点は、援護法が国籍条項を有する恩給法に

準拠して制定されたという事情からくるものでございませう。

○久保委員 けれども、現実には、確にかつて満州国が日本であつた、日本国籍を持つておられた。朝鮮の方も日本国民であつた。もちろん、その大半については、今おっしゃつたように、サンフランシスコ講和条約以降、二国間の平和条約に基づく交渉としてやつておられたのだと思ひますけれども、現に今訴訟をやつておられる方々は、訴訟内容の具体的なことは私は存じませんが、起こつておることは事実でございます。

そういう意味では、これもまたある意味で戦後後遺症の一つなんだろうと思ひますけれども、先ほど申し上げましたように、全体的に戦後というものを、少しでも早く言うならば清算できるために、そういったことについて一つ一つ丁寧な取り組みというものをやつていただきたい、そんな思いがいたします。

同じく、このことに関して二つ目でありませうけれども、戦傷病者戦没者等の遺族等援護法に、その第一条の目的のところ、国家補償の観点に立つてということが明記されているわけでありませうけれども、先ほど申し上げました多くの法律の中には、そういった国家補償という考え方が取り入れられている法律と、そうではなくて、いわゆる福祉の観点あるいは医療の観点というところで取り組まれている法律もございませう。その差異といひますか、違いといひますか、同時に、なぜこの法律が第一条にそこまで明記されたのかということについての理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○炭谷政府委員 援護法を初めといたします援護関係法律といふのは、戦傷病者、戦没者遺族を国家補償の精神に基づいて援護をするという目的で制定されております。そこで、この援護法を初め国家補償に基づく法律と、先生の御指摘されたいいわゆる社会福祉的な法律との差異でございませうけれども、一番端的にあらわれますのは、一つは、対象者といひし

ましては国と密接な関係、つまり雇用関係もしくはそれに類似した関係にあつた人ということとか、また公務に原因した傷病というような原因と、それから給付の面であられますのは、所得制限を国家補償の場合は設けていないというようなところにあらわれてくるのではないかと、いふふうに思つております。

○久保委員 戦争そのものを、かつて原爆に關していろいろな議論があつたときにも、戦争は国が起こしたのじゃないか、だからすべての被害者というのは国家補償の対象にすべきである、あるいは、そうじゃない、原爆は特別なんだといつたようなさまざまなかつての運動の経過がございました。そんな中で、先ほども生活保護のことに触れておられましたけれども、生活そのものが大変であるといふことで、そういう観念的な議論は横へ置いておいても、まずは我々の生活とないかして、これ、このような運動になつていつた部分もあつたやに聞きます。

もちろん、そういった社会的な背景も相まつて現在の法体系ができてゐるのだらうと思ひますけれども、私は、基本的には、やはり国家が起こした問題といふのは国家がすべてに關して責任を持つといふ姿勢が一番大事なんだろうといふふうに思ひます。もちろん、今後、仮にそんなことを確認したところで、戦争そのものは起こしてはならぬ行為でありますから、そんなことを想定してずつと書き残しておく必要もないことではあるかと思ひますけれども、そんな思いでおることをつけ加えておきたいと思ひます。

次に、先ほど申し上げましたさまざまな法律の中で、今回対象になつておりますこの二つの法律に係る人員が、ある意味で幸いなことに、いいますか、一番少ないといふような印象を持つておられるわけでありませうけれども、この戦傷病者戦没者遺族等援護法あるいは戦没者の父母等に対する特別給付金支給法に係る対象者の数、正式な分、これを過去からのトレンドを見て、お聞きするところによりませうと、障害年金を受けておられる方々の

平均年齢というのは七十歳代前半、一方、遺族年金を受けておられる方々の平均年齢というのは八十歳代前半になっているというふうにも伺っておりますけれども、この二法に係る実情、実態、そして、今後の見込みといえますか、早い話が、いつごろになればこの法律終りましたと言えらる状態になるのかという、そこらあたりの見込みを教えてくださいいただければと思います。

○炭谷政府委員 現在の援護法の受給者の方々には、先生の御指摘のとおり、例えば遺族年金の受給者で八十三歳、また障害年金の受給者で七十三歳という形で、大要平均年齢は高齢化しております。また、毎年三千人から四千人程度は減少しているという実情でございます。しかしながら、七十歳未満の方々も相当いらっしゃるということもあるわけでございます。減少はしていくものの、援護年金支給につきましては今後も相当長く支給が続いていくのではないかと今思っております。

いつまで続くかというのは、なかなか予測は難しいのではないかと思います。

○久保委員 もちろん、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、ある意味で忌まわしいといえますか、そういう法律というのは早くなくなればいいわけでありませうけれども、一方、現にその被害を受けた悲しみをお持ちの方について、国がしかるべき措置をきつちりとやっていくということも、これまた必要なことでありますので、その点、相矛盾するようなことを申し上げますけれども、ぜひともよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、いわゆる平和祈念館のことについて一、二お伺いをしたいのでありますけれども、先ほど御議論がございましたので、私の方からは、詳しい内容は別にいたしまして、また専門家もおいででございますので、詳しい話は別にしますけれども、現在、ハードな面、ソフトな面を含めまして、その進捗状況、まずこれをお聞かせいただきたいと思っております。

○炭谷政府委員 まず、ハードの面につきましては、平成八年の十月に建設工事に着手いたしました。その後、工事は順調に進んでおりまして、来年の三月には開館できるということで進んでおります。

また、一方、ソフトの面につきましては、中立で公正な運営を維持するために運営検討委員会を開いていただいております。その御議論を踏まえまして、例えば実物資料の収集、図書、図書の収集、情報検索システムの整備など、並行して進めているわけでございます。

○久保委員 僕は、この戦没者追悼平和祈念館、ある意味で、冒頭大臣もおっしゃいましたけれども、私どもにとつてさきの大戦をどう評価するかは別にして、人間の命を奪うものである戦争というものは我々は決して歓迎すべきものではないという、その観点からの展示内容等々につきましては、と思っております。

一方、そういう意味で、そこに来館される方が、今後またそういったものができれば小中学生等の修学旅行等の対象にも当然なるのでしようけれども、それを見て、平和というものを大事にする、その気持ちを一層高めていただけるような内容にすべきであるのだからというふうに思うわけでありませう。

そういう意味では、今局長からの答弁にもありましたけれども、まさに中立的な意味での運営をお願いしたいし、展示内容についても、先ほど一部御議論があつて、質問者と大臣の見解の相違だということのような話もありましたけれども、こういったものは、当然、人間がこれだけおる以上、一〇〇%の人がそうやそうやと言つたやつのうのはなかなか見つからぬかも知れませんが、まさに平和を希求するという日本国憲法の前文にあるこの部分を大事にした、そして平和というものを二十一世紀に向かって日本が世界各国に改めて発信をする、そのような建物であるべきであらうというふうに私は思うのであります。

この祈念館、いよいよこの秋には建物が竣工し、

来年の春にはオープンできるといふようなお話でありますけれども、大臣はこの建物の完成によつて、所管大臣として日本国民あるいは世界に対してどういうメッセージを発しようと思つておられるのか、そのことを最後にお伺いして私の質問を終わりたいと思つております。

〔根本委員長代理退席、委員長着席〕

○小泉国務大臣 戦争というのは大きな犠牲を伴うものであり、軍人のみならず民間人に対しても大きな犠牲を強いるものだと思つております。

そして、現在我々があるのもそのようなどうと犠牲の上に成り立っているんだ、二度とこのやうな悲惨なことは起こしてはならないということ、これがからの若い世代にも伝わり、お互い平和を大事にしよう、平和のありがたさをかみしめ、二度と戦争を起してはならないというやうな祈念館になるということを期待しております。

○久保委員 以上で終わります。

○柳沢委員長 瀬古由起子さん。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。今回の改正は、恩給が総合勘案方式を採用しまして初めて物価上昇率を下回る結果となつております。これは公務員の給与改善率が物価上昇率に満たないという、実に一九八三年に人勧実施が見送られて以来十五年ぶりの事態、それが原因でございませうけれども、本改正案は援護年金等の改善を図るものであり、私たちは賛成するものであります。

この際、戦争による被害者を援護するという法の趣旨にかかわつて、原爆被害の問題であります長崎の原爆松谷訴訟について質問をいたします。

原告の松谷さんは、三歳五カ月のとき、爆心地から約二・四キロ離れた自宅で被爆、そのときの傷で右半身麻痺という障害を負つて半世紀を生き延びました。私も何度かお会いしましたけれども、右足は変形してかかとと親指と人さし指が下につかない。つくところは力がそこにかかつて角質化

して、針で刺したやうな痛みを持ちながら生活をしておられるのです。そして、リングをむくときなどは、左手で四分の一に切つて、そして右手に、おなかに抱えて挟み込んで、左手で皮をむく、こいう状態です。

松谷さんは、本当に自分の姿を知つてもらおうというために、下着姿になつて自分の体を写真に撮つてこの原爆症の認定の申請をされたわけですが、けれども、国は却下をいたしました。今まで、障害があるためにいつも争ひなんというのを避けて目立たないように自分は生きてきたけれども、やむにやまれず裁判で訴えられましたけれども、長崎地裁、福岡高裁、二度にわたつて、裁判で、国の却下していただくことが間違つていた、こいう判決が出たわけなんです。ところが、国は昨年十一月、最高裁に上告をいたしました。

そこでお願いいたしますけれども、原爆症の認定では、放射能に起因するかどうか、こいう点で人体への被曝線量をどう推定するかが焦点の一つとなつております。厚生省が裁判の中で合理的だとされているのがDS86という被曝線量推定方式なんですけれども、この方式は、一九九八年、ことをめどに専門家によつて修正しなければならぬ、こいう検討が今されているところですね。ですから、裁判所の判決の中でも、こいうものを検討されているところなので絶対的な尺度とすべきでない、そう指摘されております。

厚生省は、今その見直しについてどのようにお考えでしょうか。

○小林(秀)政府委員 今先生がおっしゃられましたように、松谷さんの件につきましては、昨年の十一月二十日に国としては最高裁に上告をいたしております。

今先生がおっしゃいました、その問題になつておりますDS86のことについてお話を申し上げたいと思つております。

原子爆弾被害者の被曝した放射線量につきましては、一九八六年に日米合同委員会によつてまとめられた一九八六年線量評価体系、それをDS86

と申していますが、これが現時点における最良のものとしておりまして、国際放射線防護委員会、ICRPの基準の根拠として用いられるなど世界の放射線防護の基本的資料となっております。

しかしながら、長距離における中性子のデータの計算値と実測値の一部不一致等について指摘されましたことから、先生御指摘のように平成元年に日米双方で委員会を設けて研究を継続することとされておりまして、平成十年度中に取りまとめを行うことになっております。

なお、DS86にこのような科学的に明らかにすべき点があるのは事実でございますけれども、現在のところ、原爆放射線においては全体としてガンマ線の寄与が大きくて中性子の寄与は少ないので、結果的には原爆症認定のあり方などに大きな影響を与えることはないものと私どもは判断をいたしておるところでございます。

そういうことで、私どもとしては、福岡高裁の判決は、原爆症の認定の要件である起因性について、相当程度の蓋然性で足りるとしていることや、その根拠となる医学的、科学的な知見の理解についての問題がありまして、制度の基本的あり方に関することから、司法の最終判断を仰ぐべく上告したものでございます。

○瀬古委員 この被曝線量の評価システムというのは、厚生省も御存じのように研究によつて見直しがずっと図られてきた歴史があるわけですね。実際に放射線がどのように人体に影響を与えるかという問題などは、人体実験ができないわけですから、なかなかこれだというふうにはやはり証明できないものがあるわけですね。そういうことも含めてこの原爆の被害というのは考えないといけないのじゃないかというふうに私は思うわけですね。

被害の立証の困難さへの配慮という問題でいいますと、例えば戦傷病者戦没者遺族等援護法では、事変地または戦地における負傷、疾病等は、故意または重大な過失によるものであることが明らかでないときは、公務上負傷し、または疾病にかかっ

たものとみなす、このようにしているわけですね。重大な過失によるものが明らかでない場合は広く援護しようじゃないか、こういう立場を戦傷病者、戦没者などの問題についてはとっているわけですね。

そして、この原爆の被害についても、被爆者の病状といえますか状態というのが、明らかにこれが原爆と無関係なんだという証明がされない限り、原爆に直接的に、また副次的に關係した可能性があるというふうなことを、そして対処しなればならない。こういうものでなきゃならないというふうな決めつけしないで、もつと被爆者の実態を配慮した判断をしなければならぬのじゃないかというのが、二回の判決によつてももう明確に出されているわけですね。

厚生省も御存じのように、被爆者の皆さんはもう高齢で、本当に大変苦勞されて生きてこられたわけですね。そういう意味では、戦後五十年たつてから今なおこの原爆の症状があらわれてくるということだつてあるわけですね。そういう病気が出たというので、本当に、自分の責任だ、家族に影響を与えないだろうかとという心配で、家族に苦しみ抜いて生活している方々が今なお毎年命をみずから絶つ、そういう悲惨な実態にもあるわけですね。

そういう意味では、私は、こういう人道的な見地に立つた措置というのは本当に必要ではないかと思うのです。きちんと争つて、科学的にやるのだといつても、裁判所はかなり厳しく、もうこれ以上厚生省はやるのじゃないよというふうな、そういう思いがかりばめられてる判決が出てくるわけですから、少なくとも、人道的な見地に立つて上告を取り下げ、解決を図るべきだというふうな思ふのです。

その点、最後に厚生大臣に御決意のほどをぜひお願いしたいというふうに思ひます。
○小泉国務大臣 原爆による被災であろうとほかの被災によらうと、戦災者というのは大変な苦勞をされていると思ひます。今回の松谷英子さんが

長い期間にわたつて大変苦勞されていることに対しては、本当にお気の毒だと思ひます。

しかし、この原爆というものについて、原爆症認定というものは専門家の間でされるわけでありますので、私どもとしては、福岡の高裁判決は、原爆症認定の要件である起因性について、相当程度の蓋然性で足りるとしていることや、その根拠となる医学的、科学的知見の理解について問題があつて、制度の基本的あり方にかかわることから、司法の最終判断を仰ぐために上告することとしたということをやぜひとも御理解いただきたいと思ひます。

○瀬古委員 実態に即して、被爆者の状況に即した御判断をぜひお願いしたいということを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございます。

○柳沢委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○柳沢委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○柳沢委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○柳沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○柳沢委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前十時二十四分散会

第一類第七号

厚生委員会議録第四号

平成十年三月十三日

平成十年四月七日印刷

平成十年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F